

別記様式（第5条関係）

議 事 録

会議の名称	令和6年度第8回登米市農業委員会総会		
開催日時	令和6年11月25日（月） 午後1時30分 開会 午後2時47分閉会		
開催場所	中田庁舎3階 旧議場		
議長の名氏	会長 高橋 清範		
出席者 （委員） の氏名	【農業委員】		
	1番 小野寺 義 幸	2番 鈴木 泰 子	3番 田 島 幹 雄
	4番 三 塚 芳 毅	5番 五十嵐 幸 喜	6番 柴 崎 専 一
	7番 佐 藤 久 順	8番 浅 野 和 宏	9番 岩 淵 勉
	10番 岩 崎 とみ子	11番 阿 部 静 男	12番 上 野 栄 公
	13番 小野寺 鉄 子	14番 阿 部 晃 徳	15番 加美山 竜 太
	16番 高 橋 健 之	17番 鈴 木 巖	18番 芳 村 忠 市
	19番 芳 賀 秀 二	20番 櫻 井 利 光	21番 佐 藤 瑛 彦
	22番 鹿 野 昭 子	23番 門 馬 一 郎	24番 高 橋 清 範
	【農地利用最適化推進委員】		
	1番 門 脇 昭 雄	2番 及 川 祐 宏	3番 田 崎 光 雄
	4番 千 葉 久三男	5番 東 敬 三	6番 芳 賀 定 一
	7番 高 橋 弥寿仁	8番 白 石 久 喜	9番 佐々木 正 志
	10番 岩 渕 和 也	11番 青 山 信 一	12番 千 葉 利 行
	13番 佐 藤 啓	14番 千 葉 孝 二	15番 佐々木 喜 朗
	16番 千 葉 博 直	17番 佐々木 尚	18番 小野寺 堅 二
	19番 小 出 隆 則	20番 豊 澤 啓 司	21番 佐々木 武 雄
	22番 佐 藤 晃	23番 鈴 木 一 義	24番 小 林 弘 幸
	25番 石 堂 貴 博	26番 佐 藤 進	27番 土 生 浩 也
	28番 亀 井 達 夫	29番 近 藤 充	30番 白 鳥 剛
	（ ☐ は欠席委員、 ☐ は遅参委員、 ☐ は早退委員）		
事務局職員 職 氏 名	小野寺事務局長、佐々木事務局次長、山形事務局長補佐、三浦主事、白石主事、 飯塚主事、書記：園田農地管理係長		

議 題	報告第 27 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による届出について 報告第 28 号 使用貸借権の合意解約について 報告第 29 号 農地基本台帳新規（補正）登載申請について 議案第 49 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について 議案第 50 号 農地法第 4 条の規定による許可申請に対する意見の決定について 議案第 51 号 農地法第 5 条の規定による許可申請に対する意見の決定について 議案第 52 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について 議案第 53 号 農地利用状況調査に伴う非農地の判断について 議案第 54 号 地域計画目標地図素案について
会 議 結 果	報告第 27 号 議案書のとおり報告した。 報告第 28 号 議案書のとおり報告した。 報告第 29 号 議案書のとおり報告した。 議案第 49 号 議案書のとおり決定した。 議案第 50 号 すべて可として意見決定することとした。 議案第 51 号 すべて可として意見決定することとした。 議案第 52 号 議案書のとおり決定した。 議案第 53 号 議案書のとおり決定した。 議案第 54 号 議案書のとおり決定した。
会議の概要	下記のとおり
会 議 資 料	・ 議案書 ・ 議案説明資料 ・ 諸般の報告 ・ 農地法第 3 条調査書
発 言 者	議 題 ・ 発 言 ・ 結 果
議長	・ あいさつ ・ 議案説明のための出席説明員及び書記の報告
議長	日程第 1、議事録署名委員の指名を行います。 議事録署名委員は、会議規則第 38 条第 2 項の規定により、議席番号 10 番岩崎とみ子委員、議席番号 11 番阿部静男委員を指名します。
議長	日程第 2、会期の決定を議題といたします。 お諮りします。本総会の会期は本日 1 日間としたいと思います。 これにご異議ございませんか。 《異議なしの声を確認》

	異議なしと認めます。 よって本総会の会期は本日 1 日間とすることに決定しました。 議長 日程第 3、諸般の報告を行います。 諸般の報告は、お手元に配布しております別紙報告書のとおりです。 これで諸般の報告を終わります。 議長 日程第 4、報告第 27 号農地法第 18 条第 6 項の規定による届け出について、を議題とします。 事務局から説明を求めます。 《事務局説明》 説明が終わりました。 これで、報告第 27 号を終わります。 議長 次に、日程第 5、報告第 28 号使用貸借権の合意解約について、を議題とします。 事務局から説明を求めます。 《事務局説明》 説明が終わりました。 これで、報告第 28 号を終わります。 議長 次に、日程第 6、報告第 29 号農地基本台帳新規(補正)登載申請について、を議題とします。 事務局から説明を求めます。 《事務局説明》 説明が終わりました。 これで、報告第 29 号を終わります。 議長 次に、日程第 7、議案 49 号農地法第 3 条の規定による許可申請について、を議題とします。 事務局から説明を求めます。 《事務局説明》
--	--

	説明が終わりました。 ここで、現地調査員から調査結果の報告を求めます。 第1区の報告を登壇してお願いいたします。
23 番委員	令和6年11月20日実施した登米市農業委員会第1区現地調査の結果を報告いたします。 農地法第3条の進行番号5番については別紙、議案説明資料1ページから7ページに記載されている通りです。申請内容は、登米市米山町に居住する譲受人が、仙台市宮城野区に居住する譲渡人から、米山町西野地区の農地を譲受け耕作を行うものです。譲受人は、新規就農者ではありますが、近隣の農業者から指導を受けながら耕作することから、効率的に利用できると見込まれるため、許可については妥当との意見で一致しました。 農地法第3条の進行番号8番については、議案説明資料8ページから14ページに記載されている通りです。申請内容は、登米市南方町に居住する譲受人が、同じく登米市南方町に居住する譲渡人から南方町板ヶ沢地内の農地を譲受け耕作を行うものです。譲受人は、新規就農者ではありますが、近隣の農業者から指導を受けながら耕作することから、効率的に利用できると見込まれるため、許可については妥当との意見で一致しました。 以上の通り報告いたします。 令和6年11月25日 現地調査員 21 番 佐藤瑛彦委員 22 番 鹿野昭子委員 23 番 門馬一郎委員
議長	次に、第2区の報告を登壇してお願いいたします。
2 番委員	令和6年11月20日に実施した登米市農業委員会第2区現地調査の報告をいたします。 農地法第3条の進行番号13番については、別紙議案説明資料15ページから22ページに記載されている通りです。申請内容は、登米市迫町に居住する譲受人が登米市中田町に居住する譲渡人から、中田町上沼地内の農地を譲受け耕作を行うものです。 譲受人は、自己世帯での所有農地がないため、新規就農者ではありますが、自身の実家で20年ほどの農業経験があり、農業機械も親族から譲受けて耕作することから、効率的に利用できると見込まれるため、許可については妥当との意見で一致しました。 以上の通り報告します。 令和6年11月25日 現地調査委員 1 番 小野寺義幸委員

	4 番 三塚芳毅委員 2 番 鈴木泰子委員 議長 次に、地域との調和要件について、担当委員から自席にて発言をお願いします。 《いづれも支障なしの声》 いづれも支障等はないようですので、これより質疑を行います。 質疑ございませんか。 《質疑なしの声を確認》 なければ質疑を終わります。 それではこれより議案第 49 号を採決します。 お諮りします。 本案は、申請の通り許可することにご異議ございませんか。 《異議なしの声を確認》 異議なしと認めます。 よって、議案第 49 号、農地法第 3 条の規定による許可申請については、審議の結果、原案のとおり許可することに決定いたしました。
議長	次に、日程第 8、議案第 50 号農地法第 4 条の規定による許可申請に対する意見の決定について、さらに、日程第 9、議案第 51 号農地法第 5 条の規定による許可申請に対する意見の決定について、を一括議題といたします。 事務局から説明を求めます。 《事務局説明》 説明が終わりました。 ここで、現地調査員から調査結果の報告を求めます。 第 1 区の委員の案件の報告を登壇してお願いします。
23 番委員	農地法第 4 条の進行番号 1 番については、別紙議案説明資料 23 ページから 25 ページに記載されている通りです。 申請内容は、申請地に畜舎の新築及び通路を整備するもので、農地区分としては、第 1 種農地で、原則的には転用許可ができない農地であります、例外的に許可することができる農業用施設が整備されるものであり、転用における周囲の影響も見受けられず、転用の要件は満たされております。ま

た、申請地の一部がすでに農外利用されていることから、申請人より始末書を聴取し、やむを得ず転用は妥当との意見で一致しました。

農地法第4条の進行番号2番については、別紙議案説明資料26ページから28ページに記載されている通りです。申請内容は、申請地に居宅の新築及び農業用物置を整備するもので、農地区分としては、公共施設から概ね500メートル以内の区域の農地であり、第3種農地と判断され、転用における周辺への影響も見受けられず、転用の要件は満たされております。また、申請地がすでに農外利用されていることから、申請人により始末書を聴取し、やむを得ず転用は妥当との意見で一致しました。

農地法5条の進行番号1番、2番、3番、4番については、別紙議案説明資料29ページから40ページに記載されている通りです。申請内容は、太陽光発電施設を設置するもので、農地区分としましては、農業の公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断され、転用における周囲への影響も見受けられず、転用は妥当との意見で一致しました。

以上の通り報告いたします。

令和6年11月25日

現地調査員

21番 佐藤瑛彦委員

22番 鹿野昭子委員

23番 門馬一郎委員

議長

次に、第2区の報告を登壇してお願いします。

2番委員

農地法第5条の進行番号5番については、別紙議案説明資料41ページから43ページに記載されている通りです。申請内容は、資材置き場及び農機具置き場を整備するもので、農地区分としては、第1種農地で、原則的には転用許可ができない農地ではありますが、例外的に許可をすることができる集落に接続して設置されるものであり、転用における周囲への影響も見受けられず転用の要件は満たされております。また、申請地の一部がすでに、農外利用されていることから、申請人より顛末書を聴取し、やむを得ず転用は妥当との意見で一致しました。

進行番号6番については、別紙議案説明資料44ページから46ページに記載されている通りです。申請内容は、申請地に運動場及び駐車場を整備するもので、農地区分としては、農業の公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断され、転用における周囲への影響も見受けられず、転用は妥当との意見で一致しました。

以上の通り報告します。

令和6年11月25日

現地調査委員

1番 小野寺義幸委員

4 番 三塚芳毅委員

2 番 鈴木泰子委員

議長

調査報告が終わりました。

これより議案第 50 号、議案第 51 号について質疑を行います。

質疑ございませんか。

《質疑なしの声を確認》

なければこれで質疑を終わります。

これより議案第 50 号を採決します。

お諮りします。

本案は、すべて可としますが、進行番号 1 番は既に利用状況が変更されていることから、今後は関係法令等を遵守し適正に手続きを行うよう指導願いたい旨を付すことにいたします。これにご異議ございませんか。

《異議なしの声を確認》

異議なしと認めます。

よって、議案第 50 号農地法第 4 条の規定による許可申請に対する意見の決定については、審議の結果、すべて可とすることに決定いたしました。

次に、議案第 51 号を採決します。

お諮りします。

本案は、すべて可としますが、進行番号 5 番は、既に利用状況が変更されていることから、今後は関係法令等を遵守し適正に手続きを行うよう指導願いたい旨付すことにいたします。

これにご異議ございませんか。

《異議なしの声を確認》

異議なしと認めます。

よって、議案第 51 号農地法第 5 条の規定による許可申請に対する意見の決定については、審議の結果、すべて可とすることに決定いたしました。

議長

次に日程第 10、議案第 52 号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について、を議題といたします。

事務局から説明を求めます。

《事務局説明》

説明が終わりました。

これより質疑を行います。

	質疑ございませんか。
11 番委員	進行番号 1 番、2 番についてお伺いしたいと思います。地域のイメージができないものですから、この 1 番、2 番については、2.3 ヘクタールほどあるんですけども、実際に、この有効面積っていうか、転作ではよく面積カウントの中で、登記簿から何パーセントか減された面積になってますけども、この 2 つにつきましては、実際にどれくらい有効面積があるとなったのか。土地としては、利用価値がないから、これだけの単価で売買されることになるのか、その辺お伺いしたいと思います。
事務局	先ほどの質問に対しまして、金額の方ですけども、申請人の方から、総額で言われまして、合計面積から総額でと言われたもので、10 アール当たりの、3 万 8957 円という表記にさせてもらってます。この農地は鈴木さんの方で、昔からちょっと利用権設定の方をされていたという経緯もあり、あとは申請人、両方で合意の上での金額ということで伺っておりまして、そのまま申請を受けたような流れとなっております。
11 番委員	両者合意の上の単価ということですけども、そうすると、この榎沢は多分長沼周辺かと思いますけども、今後ですね、売買とか何かの場合は、こういう金額がある程度参考として、適用されるとか、一般の方が農家の方については、これくらいなんだよっていうことを明示しているようなものなんですね。2 年前に石越で基盤整備したところを 5 万円で売買されたところあるんですよ。それが基準になって、今ではそれが当たり前になってるんですよ。ですから、農業委員会で議案として取り扱うっていうことは、もう公表しているもんだっていうふうで、土地の単価からすれば、大変危険な問題ではないかなあと思うんです。固定資産税の評価とはまた別ですけども、実勢価格から持ってきた場合、その辺、今後、書類作成、農家に指導する場合、検討していただきたいと思います。
事務局	窓口の受け付けの際には、こういった飛び抜けたケースにつきましては、目を凝らして、また、一般的にこうであるということについては補足させていただきながら、受付けをしたいと思います。売買価格につきましては基本的に 1 件の価格に引っ張られやすいという傾向がありまして、価格の公表につきましては宮城県レベルの公表になっているのが現状です。なので、農業委員会の方でも、飛び抜けたケースについては指摘をするところももちろんでございますが、売買については相対の考え方によって飛び抜けてしまうケースが、ございますので、一定程度ご承知いただければと思いますので、よろしくお願いいたします。
議長	その他に質問はございますか。

《質疑なしの声確認》

なければこれで質疑を終わります。
これより議案第 52 号を採決いたします。
お諮りします。
本案は原案の通り決定することにご異議ございませんか。

《異議なしの声を確認》

異議なしと認めます。
よって議案 52 号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定については、原案の通り決定いたしました。

議長

次に、日程第 11、議案第 53 号農地利用状況調査に伴う、非農地の判断について、を議題といたします。
事務局から説明を求めます。

《事務局説明》

説明が終わりました。
これより質疑を行います。
質疑ございませんか。

《質疑なしの声確認》

ないようですのでこれで質疑を終わります。
これより議案第 53 号について採決します。
お諮りします。
本案は原案の通り非農地として決定することにご異議ございませんか。

《異議なしの声を確認》

異議なしと認めます。
よって議案第 53 号農地利用状況調査に伴う非農地の判断については、原案の通り非農地として決定することにいたしました。

議長

次に、日程第 12、議案第 54 号地域計画目標地図素案について、を議題といたします。
事務局より説明を求めます。

《事務局説明》

説明が終わりました。
これより質疑を行います。
質疑ございませんか。

11 番委員

担い手の目標地図、或いは、集積集約から入ってこれを委員会で承認すれば、これが産経の方に移るわけですね。今度産経の方で、どうなるかわかんないんだけど、公告・公示するわけですね。そうすると、今度はこれに対する、制約が発生するんでしょ。この制約が発生した場合、中間管理機構が今度どのように動いてくのですか。これに対して、その辺、いわゆる経営基盤法はもうないと同じだから、そこを教えてもらいたい。今、文言、表現はできないっていう話あったけども、その辺は大体は。事務局の方ではとらえてんでしょから。それは後でもいいからね、教えて欲しいな。

事務局

不透明なところが多いということとして、中間管理機構の方でこの地図をどう取り扱うかというのが、議論が紛糾していてまだ決まっていないというのが現状でございます。しっかりと地図を活用して、制限をかけてというところでございますが、実際どのように地図が運用されていくのかというのがまだ不透明な状況でございます。まず、受付窓口も、まだ不透明な状態で、主体がわかってこそ運用が決まるというところでございます。地図を出す以上は、これを目がけて、窓口の受け付けをしていただきたいと、いうふうにお話をするところでございますが、現時点ではこの地図が具体的にどのように運用されるかという点では不透明でございます。ただ法律上では、農業を担うものに基盤を使わせるし、あとはこの地図に掲載されている人については、各種補助を受けられるというのが通知等でわかっていることとございまして、詳細具体的なところにつきましては、決まっていなくて、適切に地図が運用されるように補足して提出していきたいと思っております。

10 番委員

何と長くわかったんだけど、何だかおかしくねえかっていうことなんだけど、出さなくて駄目なの。ということになるよね。どうやって運用すんのかわかんないのに、何か私だまされてみんな作ってみんな出してやんの。あと国の言いなりにさせられんの。そういうことだよ。どうやって使うかわかんないっていうことは、そういう危険なものに対して、みんな一生懸命やって作ったやつを、ただはいお預けします。ちゃんと運用してくださいとお願いしたとて、私たち平民以外のものは、何の力も無くないですか。何をどれ。いうことでワッと説明した中で、まだみんな国でみんなだますのかと。それじゃまた縛りつけでわけのわかんないこと言ってよこすのかと。そんなものに出さなきゃねえのって。今一番の疑問に思ったんだけど、わかんなくてないのはわかんんだけど、どうやって使うかもわかんないものに気づいて出しなさいって言われたものを、真面目に出さなくて駄目なのですか。私はそこが一番疑問。

事務局	中間管理や市の方には、こちらから地図を議案とする上で必要な取り扱いを決めるよう催促していることのほか、様々な提案をして、まだなお、取り扱いが決まってない状況です。提出しなければ始まらないというのもありましたけれども、模索しながら運用されていくのかなというふうにも感じています。県内全体でも、地図作成は進んでいます、地図の活用について決まっていな状況です。運用も強く縛れば、使いにくくなる。縛りを緩くすると意味のない計画となり、運用はバランスが大切です。現時点では、徐々に運用を定めていくというふうにとらえておりますので、どうかご承知いただければと思います。
10 番委員	いや、大体言われてることはわかるんですけど、そしたらこの地図は誰が誰の責任のもとによって運営されるのかっていうのは、そこははっきりしてんですか。そこは掴みたいところなんですけどそこもまだはっきりしてないですか。再度管理機構もさただやってるだけですか。
事務局	地図につきましては収集を通して中間管理機構に提出して、可能性として考えられるのは、市または中間管理機構と考えています。ただし、やはり地図を運用する主体につきましては、市、ではないかと私は考えております。
議長	多分皆さんも毎日忙しい中でも農業関連の新聞見てますよね。そうしますと、ここ二、三日のどっち全国農業新聞がそれとも共済新聞か日本農業新聞かどっちかわかんないんですが、農水省の専門部署がすごく焦っていると。ここはもうある程度でき上がったからいいんですが、でき上がっていないところがいっぱいあるそうです。それが焦っているというのは、何で焦ってんのって、私はその辺疑問だったんですよこれ何かに使うんだなと。使うためには、基本法の観点から3月までに、これをまとめなきゃないっていうことで、多分なかなかまだ、もしかすると3分の1ぐらいまだあったりして全国的にですよ。だから、何か農水省でこううまく使うのかな。その辺のところも含めて、その情報をとにかく集めてその都度報告なり説明するなりしてもらえますかね。お願いします。
4 番委員	47 ページからの地域内の農業を担うもの一覧がございすけれども、これはこんな質問していいんだか何だかわかりませんが、この中に亡くなられた方がポツポツとあります。どっからきたその資料であるか、或いはその、その辺の亡くなった方の把握はどうなってるのか、どっから来たもんだか、どの辺でその修正されるもんだか、その辺もう一度確認していただけるとよいかなと思います。
事務局	出元が認定農業者の台帳でシステムとリンクしていないこと。さらに、農地台帳の方も死んだまま名前が残っているものがある、名前がそのように残っているものと存じます。今の意見を受けて再度確認をした上で、地域計画の

議長	確定の際にも出てきますので、そこまでに今のご意見を参考として再度精査をしていきたいと思います。 その他質疑はありますか。 《質疑なしの声》 無いようですのでこれで質疑を終わります。 これより議案第 54 号について採決します。 お諮りします。 本案は原案の通り決定することにご異議ございませんか。 《異議なしの声を確認》 異議なしと認めます。 よって議案第 54 号農地賃借料情報の提供については、原案の通り決定いたしました。
議長	以上で、総会日程は終了しました。 令和 6 年度第 8 回登米市農業委員会総会を閉じます。

上記のとおり、相違ないことを証明する。

令和 6 年 11 月 25 日

議 長(会長)

議事録署名人 10 番

議事録署名人 11 番